

園芸作物等どんどん拡大支援事業補助金実施要領

「園芸作物等どんどん拡大支援事業補助金」については、南相馬市補助金等の交付等に関する規則及び南相馬市農林水産業振興事業補助金交付要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところにより適正な実施を図るものとする。

（目的）

第1 本事業は、出荷販売を目的に新たに、又は規模を拡大して作付を行う農業者に対し種苗費や収入保険掛金、ハウス整備に係る経費等を補助することで、本市の園芸作物等の作付面積の拡大や産地化による経営安定と所得確保を図ることを目的として行うものとする。

（事業内容等）

第2 本事業の事業内容等については、別表1に定めるとおりとする。

（補助対象期間）

第3 補助対象期間については、別表1に定めるとおりとする。

（補助対象者）

第4 本事業補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に住所を有する者
- (2) 南相馬市の市税等を滞納していない者
- (3) 前年度と比較し、園芸作物の作付面積を拡大している者

（補助申請）

第5 補助対象者は、補助金交付申請をする場合、補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 園芸作物等どんどん拡大支援事業実施計画書（様式第1号）
- (2) 種苗の購入、収入保険掛金、改植費用、ハウスの整備に係る金額が分かる書類（見積書、注文書、収入保険証書等の写し）
- (3) 出荷販売を目的として作付けを行うことに対する誓約書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第6 補助対象者は、補助金実績報告をする場合、補助金実績報告書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 園芸作物等どんどん拡大支援事業実績報告書(様式第2号)

(2) 補助対象品目又はハウス整備、改植費用の領収書又は請求書の写し

(3) 収入保険の掛金を支払ったことが確認できる書類(領収書の写し等)

(4) その他市長が必要と認める書類

(事業計画の変更)

第7 社会情勢の変化等、補助対象者の責に帰さない事情と認められる場合に限り、市と協議の上、事業計画を変更することができる。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年12月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年2月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1（要領第 2 条、3 条関係）

事業内容	要件等	補助率
（１）園芸作物等の生産拡大のための支援	次に掲げる要件を満たすものであること。 [事業実施主体] 市内に居住している農業者、市内に事業所を有する農業法人、集落営農組織及び生産部会等 [対象となる費用] 市内で園芸作物、花卉、果樹を新たに、又は規模を拡大して作付けするために必要な種苗費、果樹の改植に係る費用 [面積要件] 市内における対象作物の作付面積が、施設栽培で 1 a 以上、もしくは露地栽培で 3 a 以上であること。なお、前年に当該補助金の交付を受けている場合は、当年の補助対象面積から前年の補助対象面積を差し引く。 [補助対象期間] 補助申請年度の 4 月 1 日から翌年の 3 月末までに、種苗の発注、納品、支払いまで確認できるものを対象とする。 ただし、種苗の納品が補助申請年度内に完了しない場合においては、補助申請年度の 3 月末までに種苗の発注、支払い、領収書の提出が可能な場合に限り、補助の対象とする。 [交付申請] 補助金交付申請書には、園芸作物等どんどん拡大支援事業実施計画書（様式第 1 号）及び種苗や改植費用の金額が分かる書類（見積書、注文書等の写し）を添付すること。	種購入 2 / 3 以内 苗購入 1 / 2 以内 改植 40,000 円/10a ※補助対象事業費は、作物（単価）別の購入金額から消費税を除き、1 円未満切り捨てとする。 ※規模拡大の場合、補助対象事業費は、次の式により算出する。 [補助対象事業費] 購入金額 ー (購入金額÷拡大率) [拡大率] 今年の作付面積 ÷前年の作付面積 ※面積については 0.1a 未満切り捨てとし、拡大率は少数点第 2 位以下を切り捨てとする。 ※補助金については、1 0 0 円未満切り捨てとする。

事業内容	要件等	補助率
(2) 産地化を見据えた支援	次に掲げる要件を満たすものであること。 [事業実施主体] 市内に居住している農業者、農業法人、集落営農組織、生産部会等 [対象となる費用] ① 振興作物の種苗費 市内で振興作物（ブロッコリー、ネギ、タマネギ、キュウリ）を新たに又は規模を拡大して作付けするために必要な種苗費 ② 収入保険掛金のうち保険方式部分 ※②については、①に定める作物の面積を拡大する経営体を対象とし、①の事業の活用の有無は問わない。 ③ 緑肥の種子代 市内で振興作物（ブロッコリー、ネギ、タマネギ、キュウリ）を新たに又は規模を拡大して作付するために必要な緑肥の種子代 [面積要件] 市内における対象作物の作付面積が、施設栽培で1 a 以上、もしくは露地栽培で3 a 以上であること。なお、前年に①の補助金の交付を受けている場合は、当年の補助対象面積から前年の補助対象面積を差し引く。 [補助対象期間] ① 振興作物の種苗費 補助申請年度の4月1日から翌年の3月末までに、種苗の発注、納品、支払いまで確認できるものを対象とする。 ただし、種苗の納品が補助申請年度内に完了しない場合においては、	種苗費 全額 収入保険掛金 2/3 以内（3 年目以降 2 年間 1/3 以内） ※緑肥の種子代については、3,000 円／10a を上限とする。 ※補助対象事業費は作物（単価）別の購入金額から消費税を除き、1 円未満切り捨てとする。 ※規模拡大の場合、①、③の補助対象事業費は、次の式により算出する。 [補助対象事業費] $\text{購入金額} \times \frac{\text{購入金額}}{\text{購入金額} + \text{拡大率}}$ [拡大率] $\frac{\text{今年の作付面積}}{\text{前年の作付面積}}$ ※面積については、0.1a 未満切り捨てとし、拡大率は小数点第2位以下を切り捨

事業内容	要件等	補助率
	補助申請年度の3月末までに種苗の発注、支払い、領収書の提出が可能な場合に限り、補助の対象とする。 ② 収入保険掛金のうち保険方式部分 補助申請年度の前年度に保険期間が開始し、補助申請年度に保険期間が満了する保険掛金を対象とする。 また、本事業の活用は最大4年間までとする。 ③ 緑肥の種子代 補助申請年度の4月1日から翌年の3月末までに、種子の発注、納品、支払い、作付け、すき込みの確認できるものを対象とする。 [交付申請] 補助金交付申請書には、園芸作物等どんどん拡大支援事業実施計画書（様式第1号）及び種苗や改植費用の金額が分かる書類（見積書、注文書等の写し）を添付すること。	てとする。 ※補助金については、100円未満切り捨てとする。

事業内容	要件等	補助率
(3) ハウス整備への支援	次に掲げる要件を満たすものであること。 [事業実施主体] 市内に居住している農業者、農業法人、集落営農組織、生産部会等 [対象費用] 市内でハウスの新規設置、規模拡大、更新、修繕をするために必要な費用 [交付要件] 新規設置、規模拡大、更新、修繕を行ったハウスは、園芸共済に加入し、実績報告に併せて加入した証明書類を提出することとする。 ハウス本体及びハウスに付属するビニールやネット等の資材を対象とし、電気・機械設備等は対象外とする。	1/3 以内 (補助上限額 300 千円) ※消費税分は補助対象外とする。 ※補助金については、100 円未満切り捨てとする。 ※当該事業年度で1 事業主体1 棟に限る。 ※他の補助事業と併用する場合は、他の補助事業で交付を受けた、又は交付を受ける予定の補助金額と本事業で交付を受ける補助金額の合計が総事業費を超えない範囲で補助金を交付する。